

広 域 連 合

| No | 広域連合の名称 | コード | 広 域 連 合 の 処 理 す る 事 務 | 広域連合長名 | 広域連合を組織している 地方公共団体の名称 | 職員数 | 設置年月日 | 事務所の位置 | 主 な 施 設 (所 在 地) ※事務所を除く |
|----|--------------------|--------|--|-----------------------|---|-----|----------|--|--|
| 26 | 津軽広域連合 | 028789 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 津軽広域活動推進基金運用活用事業に関する こと。 2. 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介 護認定審査会の設置及び運営に関すること。 3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律（平成17年法律第123号。以下 「障害者総合支援法」という。）に基づく介護 給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営 に関すること。 4. し尿等希釈投入施設の設置及び管理運営に関す ること。 | (弘前市長) 櫻 田 宏 | 弘前市、黒石市、平川市、 藤崎町、板柳町、大鰐町、 田舎館村、西目屋村 | 16 | 平10.2.1 | 〒036-8003 弘前市大字駅前町9-20 TEL (0172) 31-1201 FAX (0172) 33-2201 | 津 軽 広 域 ク リ ー ン セ ン タ ー (弘 前 市) |
| 27 | つがる西北五広域連合 | 028797 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。 2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律（平成17年法律第123号。以下 「障害者総合支援法」という。）に基づく介護 給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営 に関すること。 3. 障害者総合支援法第89条の3第1項に基づく協議 会の設置及び運営に関すること。 4. 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条 の規定による保健事業である病院及び診療所と しての西北五地域保健医療圏自治体病院機能再 編成計画に係る次に掲げる中核病院及びサテラ イト医療機関（サテライト病院及びサテライト 診療所をいう。以下同じ。）の設置及び管 理運営に関すること。 ア 中核病院（五所川原市） イ サテライト病院（五所川原市） ウ サテライト病院（鱒ヶ沢町） エ サテライト診療所（つがる市） オ サテライト診療所（鶴田町） 5. 広域にわたり処理することが適当な事務に係る 課題の調査研究に関すること。 | (五所川原市長) 佐 々 木 孝 昌 | 五所川原市、つがる市、 鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、 中泊町 | 699 | 平11.3.25 | (事務局) 〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3 つがる総合病院3階 TEL (0173) 38-1000 FAX (0173) 38-1001 (病院運営局) 〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3 つがる総合病院3階 TEL (0173) 26-6363 FAX (0173) 38-1001 | つ が る 総 合 病 院 (五 所 川 原 市) か な ぎ 病 院 (五 所 川 原 市) 鱒 ヶ 沢 病 院 (鱒 ヶ 沢 町) つ が る 市 民 診 療 所 (つ が る 市) 鶴 田 診 療 所 (鶴 田 町) |
| 28 | 青森県後期高齢者医療 広域連合 | 028801 | <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第 80号）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、 次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 医療給付に関する事務 3. 保険料の賦課に関する事務 4. 保健事業に関する事務 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する 事務 | (青森市長) 小 野 寺 晃 彦 | 全市町村 | 2 | 平19.2.1 | 〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル内 TEL (017) 721-3821 FAX (017) 723-1401 | |

○ 事務別処理状況

| 区 分 | 処理組合及び広域連合数 | 組 織 団 体 延 べ 数 |
|-----------------|-------------|---------------|
| 消 防 補 償 | 1 | 44 |
| 税 の 滞 納 処 分 | 1 | 38 |
| 交 通 災 害 共 済 | 1 | 40 |
| 公 務 災 害 | 1 | 62 |
| 退 職 手 当 | 1 | 59 |
| 会 館 設 置 管 理 | 2 | 40 |
| 観 光 | 1 | 2 |
| 上 水 道 | 3 | 19 |
| 下 水 道 | 1 | 2 |
| と 畜 場 | 1 | 4 |
| 肉 畜 生 産 振 興 | 1 | 4 |
| し 尿 処 理 | 9 | 40 |
| ご み 処 理 | 11 | 43 |
| 病 院 | 4 | 16 |
| 診 療 所 | 2 | 11 |
| 火 葬 場 | 5 | 14 |
| 児 童 福 祉 | 3 | 21 |
| 社 会 教 育 | 1 | 9 |
| 教 育 関 係 職 員 研 修 | 1 | 2 |
| 学 校 給 食 | 2 | 4 |
| 牧 野 | 2 | 7 |
| 消 防 | 9 | 38 |
| 介 護 保 険 | 5 | 35 |
| 後 期 高 齢 者 医 療 | 1 | 40 |